

## 1 議 事 日 程（第3日）

（令和6年第2回有田川町議会定例会）

令和6年6月18日

午前9時30分開議

於 議 場

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 報告第5号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和5年度有田川町一般会計補正予算（第10号）        |
| 日程第2  | 報告第6号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3  | 報告第7号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  |
| 日程第4  | 報告第8号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）   |
| 日程第5  | 報告第9号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6  | 報告第10号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算（第5号）      |
| 日程第7  | 報告第11号 | 令和5年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書                             |
| 日程第8  | 報告第12号 | 令和5年度有田川町下水道事業会計予算繰越計算書                             |
| 日程第9  | 報告第13号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>令和6年度有田川町一般会計補正予算（第1号）         |
| 日程第10 | 報告第14号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第11 | 報告第15号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第33号 | 令和6年度有田川町一般会計補正予算（第2号）                              |
| 日程第13 | 議案第34号 | 令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第14 | 議案第35号 | 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第15 | 議案第36号 | 有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第16 | 議案第37号 | 有田川町しみず温泉条例の制定について                                  |
| 日程第17 | 議案第38号 | 令和6年度金屋農村センター解体撤去工事の請負契約について                        |

- 日程第18 議案第39号 財産の取得について  
 日程第19 議案第40号 有田川町農業委員会委員の任命の同意について  
 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
 日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第22 特別委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第23 議員派遣の件  
 日程第24 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞 智 子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番	濃 添 勇 作	11番	岡 省 吾
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企 画 調 整 課 長	寺 杣 眞 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 報告第5号……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町一般会計補正予算第10号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。三つの課にわたって質疑をさせていただきます。

まず、こども教育課についてでありますけれども、報告書51ページに4保育所のLED化工事設計82万円を減額しております。これは教育課の職員で設計することで減額になったとお聞きしましたが、この職員で行うということになった理由といたしますか、そのいきさつを御説明いただきたいのと、65ページに医療的ケア業務の主な業務と、何人で対応して、どこから看護師などを派遣しているかというのを確認させていただきますと思います。まずこの2点お願いします。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目のLED化についてお答えさせていただきます。

当初予算計上時には、外注による設計が必要と判断いたしましたが、補助金の対象にならないこともありまして、再度担当職員が精査したところ、既に実施した箇所の実績を基に設計することが可能でございましたので、職員が設計し予算を減額することに至りました。

2点目の医療的ケアの業務についてですが、医療的ケアの必要な小学生のために医療的行為が必要になる時間に合わせ、町内の訪問看護ステーションから看護師1名を派遣していただきました。個人情報となるため、詳細はこの場では差し控えさせていただきますけれども、主な業務は医療処置と血圧、体温、脈拍などのバイタルチェックを委託させていただきました。1回の派遣につきましては5,000円となっております。派遣実績との差額を今回減額させていただいております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次、健康推進課にお聞きします。

53ページのがん患者医療用補正具購入補助金25万円余りの減額ですけれども、実

績は大変少ないなという実感なんですけども、3件ということだったと思うんですが、あまりこれ周知が進んでないからこういう実績になったのかとか、その辺どんなに見ておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

お答えいたします。

この制度につきましては、昨年の9月の補正予算にて予算を御承認いただきまして、令和5年10月より制度のほうを開始してございます。広報につきましては、町ホームページによる広報のほか、令和5年11月には回覧物にて周知をいたしておるところでございます。

3件で少ないということでございますけども、実質対象になる方というのは、大分少ないように認識をしておるところでございます。広報については今年度についても引き続き行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後、林務課にお聞きします。

59ページの測量タブレット購入ですけども、これまず簡単にどういうものかの説明と、年度内に入荷できないということで7社が辞退したとお聞きしました。これ年度をまたがりますので、令和6年度について購入見通しがあるのかどうか、その点の確認も含めてお願いします。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

有田川町では、発注する間伐事業について職員が現場に赴き、間伐面積の測量を行っております。測量タブレットは、山林データをタブレットに移行することで、山中で正確な場所確認や境界くい、地籍くいの位置表示などを即時に行え、測量の時間短縮により大幅な業務の効率化が可能となります。

昨年、タブレット購入のため見積もり依頼を行いました。納期が年度内に間に合わないなどのことであったため、再度今年度で予算計上させていただき、既に業者との契約を締結しております。納入期限は、令和6年12月27日となっております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第2 報告第6号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第3 報告第7号……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第4 報告第8号……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第9号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第10号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第11号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、報告第11号、令和5年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第8 報告第12号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、報告第12号、令和5年度有田川町下水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第9 報告第13号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、報告第13号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第14号……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、報告第14号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第15号……………

○議長（谷畑 進）

日程第11、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第15号について質疑をさせていただきますけども、もう一遍に言ってもいいですか。ちょっと幾つかあるんで、構いませんか。

まず1点目、今回の引上げで104万円から106万円があるかどうかの確認。

後期高齢者支援金分が22万円から24万円の引上げ、あとの二つは据置きだと思わんですが、この点いかがか。

2022年度は医療分で2万円、後期高齢者支援金分で1万円の合計3万円引き上げたということです。2023年度は後期高齢者支援金分の2万円だけの引上げで、今回3年連続ということになります。この点確認させていただきたいと思いますがいかがですか。

それから、標準世帯の問題なんですけども、4人世帯、夫婦と子供2人で、医療分では所得何万円以上で限度額に達するかという点、それから介護納付金では、所得何万円以上で限度額に達しますか。

それと、限度額を超える世帯は幾つか。

介護納付金のある40歳から64歳の夫婦2人世帯では、所得何万円ぐらいで限度額に達するかという点。

それから、被用者保険との関係で、賦課限度額超過世帯割合が国のほうでは1.5%に近づけるように段階的に上げてきているわけですが、その確認です。

それから医療分、後期高齢者医療の支援金分、介護納付金の賦課限度額超過世帯の割合が、令和5年度と比べてどのくらいの増額になっているのかお聞きしたいと思います。

最後に、厚労省の賦課限度額の説明では、低所得者の多い市町村は相対的に所得の低い世帯の保険料額が賦課限度額に達することもあることから、引上げに当たっては市町村の意見等を踏まえ、引上げ幅や時期を判断する必要があると説明されておりますが、当町はどんな意見を挙げたかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

1点目です。今回の引上げで限度額総額が104万円から106万円になります。そのとおりでございます。

あと限度額の関係なんですけども、2022年に医療分で2万円、後期高齢者支援分で1万円、2023年は後期高齢者支援金分で2万円の引上げとなっております。

次に、4人世帯で医療分では所得の限度額に達しますかということなんですけども、40歳代の夫婦、小学生2人とした場合、所得723万円で限度額に達します。

次に、介護納付分ではということなんですけども、こちらのほうは同様の40歳代世帯で小学生2人とした場合、所得784万円で限度額に達します。

限度額を超える世帯につきましては、令和6年の見込みでございますので確定ではございませんが、医療分で104世帯、後期高齢者支援金分で60世帯、介護納付金分で55世帯が限度額を超過すると試算しております。

次に、介護納付のある40歳から64歳の夫婦2人世帯での限度額になるんですけども、こちらのほうは医療分で809万円、介護保険分で784万円、後期支援金分で1,023万円で限度額に達する計算となります。

続きまして、被用者保険との関係で負担限度額超過世帯割合が1.5%に近づけるようにということなんですけども、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げるとされております。

次に、限度額超過世帯全世帯に対する割合でございますが、確実ではございませんが、医療分で0.8%、介護保険分で1.2%、後期支援分で0.2%増加すると考えております。

最後に、市町村の意見等を踏まえ、引上げ幅や時期を判断する必要があると説明は受けておりますけども、当町から直接意見を挙げることは今のところございません。機会がありましたら、中間所得層の負担増にならないよう要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第15号、国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

国保税条例の一部改正についてであります。今回、限度額の問題に限って指摘したいと思います。今回の改正は、後期高齢者支援金分の限度額を22万円から24万円に引き上げるものであります。これで医療分と介護納付金の限度額を入れて104万円から106万円になります。この限度額は被用者保険との関係で負担限度額超過世帯割合を1.5%、つまり110万円ぐらいになるよう近づけるために段階的に引き上げてきております。今回で3年連続となります。しかし、この額も変更される可能性があり、さらに引き上がる可能性も出てまいります。

また、国保税の上限の対象となる世帯は、医療で104世帯、後期高齢者支援金分で60世帯、介護納付金で55世帯が限度額を超える見込みという答弁でありました。そして、医療分で4人世帯で所得723万円、介護納付金で所得784万円で限度額に達するという答弁でありました。これら対象となる世帯は、普通の間所得層であると思います。決して高額所得世帯ではないということであります。そして、軽減世帯を除いて上限の賦課限度額が負担増になると、その所得以下の世帯もいわゆる負担増になってまいります。また、年収2,000万円までランクを分けて、保険料が上がる協会けんぽなどの被用者保険と比べてもその半分近い額で上限に達してしまうことになり、まさに重い負担になるのではないのでしょうか。

この上限限度額の引上げを決めたのは、法律でなく政令であります。内閣の閣議決定で決められております。政令は自治体の条例と対等でありますから、それで政令を基本に条例で決めます。ですから、町の自主性として今の景気が悪く物価高騰の中で限度額を引き上げるべきではないことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第12 議案第33号……………

○議長（谷畑 進）

日程第12、議案第33号、令和6年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第34号……………

○議長（谷畑 進）

日程第13、議案第34号、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第34号について質疑をさせていただきます。

この議案の主なもの、システム更新委託料385万円だと思うんですけども、このシステム委託料の内容を簡単に説明していただけますか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、加入者情報通知の作成や資格確認証交付等の機能を追加するための改修でございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第34号について、反対討論させていただきます。

先ほどの御答弁では、情報等の関係ということでの答弁でもありましたけれども、しかし最終的にはこれはマイナンバーカードとのつながりも出てまいりますので、マイナンバー保険証を導入している医療機関の約60%で情報が正しく反映されていないトラブルが発生していると報道されております。また、この間の一般質問でも言いましたけれども、任意事業なのに強制のように現場で対応されている状況もありました。そして、保険証と一体化したカードの利用率は4.5%しかありません。

以上の理由で、私は反対の討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第35号……………

○議長（谷畑 進）

日程第14、議案第35号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第36号……………

○議長（谷畑 進）

日程第15、議案第36号、有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第37号……………

○議長（谷畑 進）

日程第16、議案第37号、有田川町しみず温泉条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第38号……………

○議長（谷畑 進）

日程第17、議案第38号、令和6年度金屋農村センター解体撤去工事の請負契約  
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第39号……………

○議長（谷畑 進）

日程第18、議案第39号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第40号……………

○議長（谷畑 進）

日程第19、議案第40号、有田川町農業委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく申し上げます。

……………日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第21、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第22 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第22、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第23 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思

ますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第24 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第24、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 10時02分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            谷   畑            進

1 番 議 員            濃   添   勇   作

11 番 議 員            岡            省   吾